鳥栖商工会議所トピックス

令和７年 12 月１日 訪問者　NO.329

鳥栖市元町 1380－5　ＴＥＬ　0942－83－3121　ＦＡＸ　0942－83－8888

◆アンケートに答えてプレゼントをゲット！

知る・つながる・ファンになる トスログ VOL.4

閲覧はこちらから

トスログ　検索

～「トスログアンケート」応募締切（12/15）間近！～

当所では、販路開拓支援として当所 HP で閲覧可能な WEB マガジン「トスログ」を公開しています。今年のテーマは、「鳥栖市の老舗飲食店を知る～30 年以上続く飲食への想い」です。老舗飲食店 10 名のオーナーを特集。生い立ちやオーナーの想い、趣味までを深堀りして、自店のファンづくりを支援しています。

トスログを読んでアンケートに回答いただいた方の中から**抽選で 15 名様に「トスログ掲載店の食事券」をプレゼント**！アンケート締切は 12/15(月)まで。ぜひご覧ください！

◆年末調整ではご注意を　～令和７年度税制改正～

令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の見直しに加え、「特定親族特別控除」が創設されました。これらの改正は、原則として令和７年 12 月１日に施行され、令和７年分以後の所得税から適用されます。

このため、令和７年 12 月に行う年末調整など、令和７年 12 月以後の源泉徴収事務では新しい制度に基づく対応が必要となります。

①基礎控除の見直し

・従来「一律 48 万円」の基礎控除が、合計所得金額に応じて段階的に変動する控除額に改正。

〇令和８年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正。

②給与所得控除の見直し

・給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げ。

〇給与所得控除の改正に伴い、令和７年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和８年分以後の「源泉徴収税額表」が改正。

③特定親族特別控除の新設

・「特定親族(19～23 歳未満の親族)」を対象とした控除制度で、合計所得金額に応じて１人につき最高 63 万円を控除。

④扶養親族等の所得要件の改正

・基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正。

◇１２月の無料相談日のご案内

＊予約制です。ご希望の方は事前にご連絡下さい。

税務相談	１２月　３日（水）・１７日（水）派遣税理士（天本税理士）
金融相談	１２月　５日（金）日本政策金融公庫国民生活事業
	１２月　３日（水）佐賀県信用保証協会
法律相談	１２月１２日（金）行政書士会、１２月１９日（金）司法書士会
	１２月２６日（金）県弁護士会
経営相談	１２月　２日（火）・９日（火）・１６日（火）・２３日（火）佐賀県よろず支援拠点鳥栖サテライト
事業承継相談	１２月１９日（金）佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター

作成者：中小企業相談所　馬渡